

長期優良住宅の長期使用構造等確認料金表（2025.04.01～）

——令和7年4月1日以後に、新規に申請するものから適用——

長期使用構造等確認の申請を単独で行っていただく際に必要な料金です。

※住宅性能評価の申請を併せて行う場合は、「住宅性能評価業務料金表」をご覧ください。

※既存住宅の長期優良住宅（増築・改築又は建築行為無）については、当協会まで直接お問い合わせください。

第1 長期使用構造等確認に係る料金

次表に定める額に、一律 60,500 円を加算した額とします。

一戸建ての住宅		79,860 円
共同住宅等	30 戸未満	452,540 円一律
	30 戸以上 50 戸未満	戸当たり 15,970 円、かつ、上限 732,000 円
	50 戸以上 70 戸未満	戸当たり 14,640 円、かつ、上限 931,700 円
	70 戸以上 100 戸未満	戸当たり 13,310 円、かつ、上限 1,197,000 円
	100 戸以上 150 戸未満	戸当たり 11,970 円、かつ、上限 1,596,000 円
	150 戸以上 200 戸未満	戸当たり 10,640 円、かつ、上限 1,862,000 円
	200 戸以上	1 戸当たり 9,310 円

※建築物エネルギー消費性能適合判定等の結果等を活用できる場合、一次エネルギー消費量及び外皮性能についての審査を省略することができる場合の長期使用構造等を単独で行う場合の料金は、上記の額から次の額を減じた額とします。

建て方形式	減算額
一戸建ての住宅	22,000 円
共同住宅等	22,000 円 + 2,200 円 × 評価対象戸数

第2 計画変更の場合の長期使用構造等確認に係る料金

変更に係る住戸 1 戸当たり 6,050 円

※当該変更に係る直前の長期使用構造等確認書の交付を当協会以外から受けている場合には、本項を適用せず、新たな依頼とみなして料金を適用します。

第3 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明書に係る料金

住戸 1 戸当たり 3,630 円

第4 再交付料金

住戸 1 戸当たり 6,050 円

※確認書記載事項のうち、長期使用構造等確認が不要な事項の変更等により確認書を再発行するときの料金です。

第5 別途協議

この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める判定料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者との協議により定める額とします。

この料金表は、令和7年4月1日から適用します。

令和7年3月31日以前に当協会で長期使用構造等確認の受理がされた住宅に対する変更確認の評価料金等の適用については、改正前の料金表を適用します。